

令和8年度フレイル予防啓発事業業務委託 に係る提案競技募集要項

1 プロポーザルの趣旨

フレイル※やフレイル予防の重要性について、高齢者本人だけではなく、家族や若い世代など幅広い世代に周知し、フレイル予防に対する市民の意識の醸成を図るとともに、高齢者のフレイル予防の取組につなげるため、フレイルが増加する高齢期世代に加え、幅広い世代や企業等を通したフレイル予防の知識の普及に向けた取組を実施する必要がある。

事業の実施にあたっては、フレイルについて知らない世代に対して認知度を高める工夫や、関心が低い方々が関心を高めるアイデアなどにより、効果的な啓発とする必要であることから、広く民間事業者からの提案を募り事業者の選定を実施するもの。

※加齢や病気により心身の活力が低下し、要介護になりやすい状態のこと。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度フレイル予防啓発事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度フレイル予防啓発事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降は、当該年度における本事業の予算配当があること及び前年度業務の履行状況が良好であった場合に限り、令和10年度まで契約を更新することができる。

ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合がある。

- (4) 履行場所 福岡市の指定する場所
- (5) 契約上限額金 7,849千円(税込)概算

※本事業の実施及び事業費は、令和8年度の予算成立をもって確定します。

3 提案内容

以下の項目について「事業提案書」に記載してください。

- (1) 様々なツールを活用した市民啓発の実施（案）
- (2) 企業等と協力した啓発の企画・実施（案）
- (3) 事業効果を高めるための独自提案
- (4) 事業評価方法（案）
- (5) 業務の実施体制について、人員体制、フォローアップ体制

4 業務提供開始までの概略とスケジュール

- (1) 応募者は本募集要項及び別紙「令和8年度フレイル予防啓発事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に則り、提案書等を提出するものとします。
- (2) 本市は受託候補事業者を選定するために令和8年度フレイル予防啓発事業業務受託候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を組織し、選定委員会において提案内容を審査し、応募者の中で最も優秀な提案を行った者を受託候補事業者として選定します。
- (3) 本市と受託候補事業者は、仕様の詳細について協議の上、見積合わせを行い両者合意のもと

契約を締結します。

(4) 募集から契約締結までのスケジュール

(スケジュールについては、事情により変更する場合があります)

項目	日程
募集開始(公示)	令和8年2月3日(火)
質問締切	令和8年2月10日(火)
参加申込書類の提出期限	令和8年2月17日(火)17時
応募書類の提出期限(辞退期限)	令和8年2月24日(火)17時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年3月3日(火) ※時間や場所の詳細は、参加者へ通知します
受託候補事業者の決定 及び審査結果通知	令和8年3月4日(水)予定
契約締結	令和8年4月1日(水)予定

5 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 法人格を有する団体であること
- (2) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (4) この提案募集の開始日から受託候補事業者決定の日(受託候補事業者がなかったときは、この終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (5) この提案募集の公示日から受託候補事業者決定の日(受託候補事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税に係る徴収金に滞納がない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る徴収金に滞納がない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※なお、受託候補事業者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかつたことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

※複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合は、構成員のすべてが、その他の提案者及び共同企業体の構成員となることはできません。

※共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要があります。

6 質問と回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年2月10日(火)17時までに質問書(様式第1号)に記載の上、電子メールでお送りいただき、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、受付後3営業日以内に福岡市ホームページで回答します。

質問提出先 : 福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課 担当：岩永・近藤

メールアドレス : care.PWB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号 : 092-711-4373

質問の回答掲載場所 : 市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

7 参加申込書の提出

参加を希望される場合は「5 参加資格」を確認の上、下記のとおり提案競技参加申込書を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年2月17日(火)17時まで

※直接持参される場合の受付時間は10時～17時とします(土日祝を除く)

(2) 提出方法

郵送(必着)または持参してください。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留により郵送してください。

(3) 提出場所

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局地域包括ケア推進課(福岡市役所12階)

(4) 提出書類

以下、①～⑦の原本を1部提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者で、当該登載の有効期間内にこの提案募集の開始日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑧の提出を免除します。

① 提案競技参加申込書(様式第2号)

② 登記事項証明書

法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

ア 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」及び「住民税の課税額の証明」がなされているものを提出すること。

イ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の住民税の課税額及び市区町村税に係る徴収金の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

ア 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

イ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること。

※「その3の2」「その3の3」でも可

⑤ 委任状(様式第3号)

この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第3号により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書(様式第4号)

様式第4号に、所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿(様式第5号)

ア 様式第5号に、代表者及び役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

ウ 役員とは、株式会社・有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、社団法人・協同組合・協業組合等の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(5) 提出部数 各1部

(6) その他

上記(4)提出書類の書類を提出していない事業者は、提案競技に参加することができません

(注意事項)

※必要に応じて追加資料の提出を求めことがあります。

※②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

※提出書類のうち、③④⑧について、新たに設立された法人等で、納税に関する証明書等の提出ができない場合は、「申立書(様式不問)」に当該事実の記載及び押印のうえ提出してください。

※共同企業体として参加する場合は、代表事業者を決定し、共同企業体構成表(様式6)を提出してください。なお、代表事業者以外の構成員については、主たる事業者がとりまとめて①を除くすべての書類を提出してください。

8 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

令和8年2月24日(火)17時までに、郵送(必着)または持参してください。

※直接持参される場合の受付時間は10時～17時とします(土日祝を除く)

(2) 提出方法

郵送(必着)または持参してください。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留により郵送してください。

(3) 提出場所

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局地域包括ケア推進課(福岡市役所12階)

(4) 提出書類

① 提案書(内容については、「3 提案内容」を参照のこと。)

② 「様式6 同種又は類似業務の実績表」

当該事業と同種又は類似業務の実績を「様式6 同種又は類似業務の実績表」に必要事項を記入して提出してください。

③ 見積書

事業提案書(追加提案を含む)に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、具体的に記載してください。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部

(6) 作成方法

・様式は自由、提案書は原則、A4横サイズ／横書き

・提案書は総数10ページ以内(表紙、目次除く)とし、表紙の次に目次を、それ以降のページに1からページ番号を記載すること。

・提出された資料(提案書)のデータ提供を依頼する事があるので、その際は協力すること。

・上記(4)提出書類に記載している①～③までを一つにまとめて提出すること。

・正本(1部)の表紙には、表題「フレイル予防啓発事業業務委託」、提出年月日、提案者名(企業名、団体名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載すること。

・副本(7部)の表紙には、表題「フレイル予防啓発事業業務委託」、提出年月日のみを記載すること。

・提出された書類は返却しません。

・提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(7) その他

・1事業者(1共同事業体)1提案とし、複数の提案は認めません。

・事業提案書にて提案した内容は、契約締結した際に責任をもって履行できる内容にしてください。

・委託業務内容を実施するために必要な経費は、すべて見積書に記載してください。

・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。

・公平な審査を期すため、提案者が分からぬ状態で審査します。

そのため、正本の表紙を除き、全般にわたって、参加者名(企業名、団体名)が分かるような記述を一切されないようお願いします。

9 提案競技および選考方法

提案書等の提出のあった事業者のうち、応募資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案競技（プレゼンテーション及び質疑）による審査を行います。

（1）日時：令和8年3月3日(火) 予定

（2）場所：福岡市役所内会議室

※時間や場所の詳細は、後日参加者へ通知します

（3）提案競技（プレゼンテーション及び質疑）

・時間は 15 分（説明 7 分、質疑応答 8 分）

・出席者は 1 団体 4 名まで

※提案説明は提出資料をもとに行ってください。

10 選考について

受託候補事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式において実施し、「選定委員会」によって、応募者から提出された応募書類、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

（1）プレゼンテーション及びヒアリング

プロポーザルへの参加者には、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施します。

（2）審査

審議に付する事項：別紙「提案競技評価表」をもとに総合的に審議を行い、最優秀提案者を選考します。

（3）選考結果通知

結果通知：令和8年3月4日(水) 予定

※すべての参加者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者名については福岡市ホームページ上で公表します。

（4）失格要件

審査の際に次の要件に該当すると認められた場合は、審査のうえ、失格とします。

① 「5 参加資格」に掲げる要件を満たしていない場合

② 企画提案書の内容が仕様書で定める要件を満たしていない場合

③ 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

④ 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合

⑤ プrezentation審査に欠席した場合

⑥ 選定委員会委員、本市職員に対し、本件について、受託候補事業者選定に関する不正接触、または、不正な接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合

⑦ その他不正行為があったと認められる場合

11 受託候補事業者の決定等について

プレゼンテーション及び提案関係書類の内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた事業者を受託候補事業者に選定します。

12 契約

選考に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と仕様書、契約書の詳細について別途協議の上、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と業務委託契約手続きを行います。

13 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問書(様式第1号)
- (3) 提案競技参加申込書(様式第2号)
- (4) 委任状(様式第3号)
- (5) 誓約書(様式第4号)
- (6) 役員名簿(様式第5号)
- (7) 同種又は類似業務の実績表(様式第6号)
- (8) 共同企業体構成表(様式第7号)
- (9) 辞退届(様式第8号)
- (10) 提案競技評価表

14 問い合わせ先・提出先

福祉局地域包括ケア推進課：岩永・近藤

福岡市中央区天神1-8-1(福岡市役所12階)

T E L 092-711-4373

F A X 092-733-5914

メール care.PWB@city.fukuoka.lg.jp